

「共同体既得事項」概念とその機能

——欧州統合における「後退禁止原則」の確立——

一 問題設定

現在進行する欧州統合のプロセスは、「拡大」(横軸)と「深化」(縦軸)の二つの座標軸から捉えることが可能である。ここで、「拡大(widening)」の側面とは言うまでもなく加盟国の増大を意味する。他方において、共同体(あるいは欧州連合)はその権限分野の拡大、権限の強化、機構改革の推進等を通じ、それ自体として「深化(deepening)」の度合いも高めつつある。その際、従前の統合の成果をいかに保持し、更に発展させていくかが重要となる。その上で、そのような「深化」の結果達成された部分をどのように新加盟国が摂取すべきかが課題となる。ここでは「深化」の成果を「拡大」にいか

に反映させるのが、問われるのである。いわば、欧州統合は、「拡大」と「深化」の二兎を追うべく宿命づけられている。

中西優美子

このような「拡大」と「深化」に密接に関わるのが、本稿で取り上げる「共同体既得事項(acquis communautaire)⁽¹⁾」概念である。一九九九年五月一日に発効したアムステルダム条約において、この概念が段階的統合(abgestufte Integration)制度の導入に際し、重要な意味を有するようになってきた。

本稿では、欧州連合法秩序に内在する権限移譲プロセスにおいて、「共同体既得事項」概念がどのような意味をもつのかを明らかにしたい。まず、「共同体既得事項」の概念を明確にし、次にその概念の有する機能につき検

討を加えたい。最後に結論として、欧州統合において「共同体既得事項」概念がどのような位置を占めるのかを示したい。

二 「共同体既得事項」概念

1 沿革と定義

「共同体既得事項」の概念が初めて用いられたのは、最初の欧州共同体拡大時、即ちイギリス、アイルランド、デンマークが共同体に加入しようとした交渉においてであった。その後、一九八四年に欧州議会が「欧州連合条約草案」を採択し、その草案の七条及び八六条二文に「共同体既得事項」概念が規定された。⁽²⁾しかしこの草案は効力を有さないものであり、マーストリヒト条約(B条)により初めて「共同体既得事項」概念の保護が、欧州連合の目的の一つとして規定されることになった。この規定は、アムステルダム条約二条一項の五に引き継がれた。

これらの条約規定は「共同体既得事項」の定義に触れていないため、これが具体的に何を意味するかは、それが用いられる文脈によって変化する。学説上は、欧州石

炭鉄鋼共同体(ECS C)の設立時から現在に至るまで、欧州共同体が蓄積してきた統合の成果、即ち、欧州統合のこれまでの到達点を意味するものとして理解されている。本稿では、「共同体既得事項」概念の機能を明確にするという観点から、広義の「共同体既得事項」概念と狭義の「共同体既得事項」概念を区別し、議論を進めることにする。⁽³⁾

2 広義の「共同体既得事項」概念

本稿では、広義の「共同体既得事項」概念を新加盟国が加入する際、受諾しなければならない全ての達成段階と定義する。その具体的内容は、次のように分けられる。

① 加入議定書

「共同体既得事項」概念は、まず、欧州共同体(現在では、欧州連合)への新たな加入の際に問題となる。イギリス、アイルランド、デンマークが一九七二年に欧州共同体に加入する際、加入条約が締結された。その一部を成す加入議定書二条から四条に「共同体既得事項」の具体的内容が定められている。⁽⁴⁾

即ち、同議定書二条は、「設立諸条約と共同体機関に

よって執られた措置は、加入時以降、新加盟国を拘束し、設立諸条約及び本議定書によって規定される条件の下でそれらの国々で適用可能である」と、規定している。この条文により、第一次法である欧州三共同体設立条約、並びに第二次法である規則、命令(指令)、決定などが新加盟国の国内で効力を有し、適用可能であることが確保されることになった。⁽⁵⁾ 同三条は、二条を補足するものであり、二条によりカバーされない「共同体既得事項」の尊重の確保のために設けられている。⁽⁶⁾ そのために、三条は、二条の枠を更に広げ、閣僚理事会に集まった政府代表によって合意された決定及び決議並びに共同体の機能・活動に関し構成国政府間によって締結される協定⁽⁷⁾ (一項)、E C条約二九三条(旧二二〇条)に規定される協定⁽⁸⁾ (二項)、理事会の立場表明、決議等⁽⁹⁾ (三項)も「共同体既得事項」概念に含ませている。従って、「共同体既得事項」の中には法的拘束性が弱いもの、あるいは存在しないものも含まれることになる。更に同四条は、新加盟国に対する、共同体の締結した国際協定及び共同体と構成国が混合協定の形態で締結した国際協定への拘

束等について規定している。

②判例及び判例により確立された基本原則 ('judicial' acquies)

上記の第一次法・第二次法に加えて、判例及び判例により確立された基本原則もまた、「共同体既得事項」であるとされるのが通例である。

もっとも、加入議定書は、判例の効力について直接には言及していない。⁽¹⁰⁾ 判例の既得事項性について、例外的に言及された場合として、加入に際して提示された欧州委員会の意見(一九七二年一月一九日)を挙げることができる。即ち、「共同体設立条約によって構築された法秩序を考慮するとき、共同体はとりわけ直接適用可能性、共同体法の優位、共同体法の解釈の統一性を確保する手段の存在によって特徴づけられる。共同体への加入は、これらの拘束力の承認を前提としている。これらの遵守は、共同体法の効果性及び統一性を保障するのに不可欠である⁽¹¹⁾」とされた。このことは、新加盟国が判例により確立された基本原理を「共同体既得事項」として受け入れるべきことはむしろ当然である、との見解を委員会が

探っていることを示唆している。

委員会の意見は、第一次共同体拡大実現以前に共同体法秩序が一九六〇年代のEC司法裁判所判例において既に形成されていたことを前提としている。即ち、Van Gend & Loos事件⁽¹²⁾において「共同体法の直接適用可能性」の原則が、またCosta/ENEL事件⁽¹³⁾において「共同体法の国内法に対する優位」の原則が確立されていたということである。

③ 「欧州連合既得事項 (acquis de l'Union)」概念

かつて、新加盟国は共同体の第一次法、第二次法等、並びに判例及び判例により確立された原則である「共同体既得事項」のみを受諾すればよかった。しかし、一九九三年欧州連合の設立後、条約上新加盟国は欧州共同体ではなく、欧州連合に加入することになった。これにより「共同体既得事項」概念とは別に新たに「欧州連合既得事項」概念が誕生した。「欧州連合既得事項」とは、欧州連合条約により設立される連合の法的枠組みにおける蓄積を意味する。この連合の法的枠組みは、従来の欧州三共同体条約(いわゆる第一の柱)により設定される

共同体の法的枠組みとは、法的性質の相違から区別されるべきものである。なぜなら、前者は政府間協力にとどまるものであるのに対して、後者は超国家的性質を有するものであるからである。「欧州連合既得事項」の具体的内容は、連合の目的・基本原則、更に欧州外交・安全保障政策(いわゆる第二の柱)及び司法・内政分野(いわゆる第三の柱)における発展蓄積である。いまや、新加盟国は、文字通りの「共同体」の「既得事項」のみならず、「欧州連合既得事項」をも包摂する「共同体既得事項」を受諾しなければならない⁽¹⁴⁾。

3 狭義の「共同体既得事項」概念

右に述べたのは、広義の「共同体既得事項」概念であるが、この概念と狭義の「共同体既得事項」概念を区別する必要がある。広義の「共同体既得事項」の中には、新たな共同体措置の採択又は条約の改正手続により変更可能なものが包含されている。これに対して、ここでは狭義の「共同体既得事項」を条約改正によっても変更不可能な「既得事項」と定義する⁽¹⁵⁾。

変更不可能な「共同体既得事項」とは、具体的には次

のようなものと理解される。(1) 構成国と共同体(欧州連合)間の権限配分に関する観点から、一度条約により共同体又は欧州連合に移譲された明示的又は黙示的権限・権能、(2) 判例により確立されてきた権限の強化・拡大の認定原則(例えば「競合的権限から排他的権限への移行 (pre-emption 効果)」、「排他的権限の存在」、「黙示的権限の法理」)、(3) 共同体の目的保護の観点から、共同体の基本原則、(4) 欧州連合の目的保護の観点から、欧州連合の基本原則(例えば民主主義の原則、人権の尊重、国家のアイデンティティの尊重)、(5) 欧州連合法秩序の形成の観点から、「共同体法の国内法に対する優位」、「直接適用可能性」などが挙げられる。(21) これらのうち、特に欧州連合の本質(Wesen)を構成し、欧州連合の存続に不可欠なものは、欧州連合法秩序における強行規範に相当するものと考えられ、その観点からも、条約改正によって変更不可能なものと捉えられる。(23)

三 「共同体既得事項」概念の機能

1 「加入条件」としての機能——「共同体既得事項」の受諾

広義の「共同体既得事項」概念は、新加盟国が欧州共同体(現在は欧州連合)に加入する際、新加盟国が「共同体既得事項」を受諾しなければならないという意味で、ハードルの役割を果たす。(24) 即ち、加入の際に既構成国と新加盟国との条件を同一にするという機能である。(25) それゆえ「共同体既得事項」の受諾には、一切の留保が許されない。例外的に、過渡期間が設定されるのみである。(26) 新加盟国による「共同体既得事項」の強制的受諾は、第一次拡大時(一九七二年)の直前、つまりイギリス、アイルランド、デンマークが共同体に加入する際の交渉前に決定した。一九七〇年一月一日にEC条約に設定された移行期間が終了し、欧州統合は共同市場・関税同盟を基礎にした新たな段階に進んでいた。そういった中で、一九七〇年七月八・九日に理事会は新加盟国との拡大交渉を決定し、同年七月三〇日に拡大交渉が開始された。交渉に先だって、共同体の側で二つの原則が確認されていた。(27) 即ち(1)基本諸条約及びそれを基礎に採択された共同体措置の総体の受諾を新加盟国に要求すること。(2) 加入に付随する問題の解決は、過渡期間を設けることによってなされ、決して既存の規定の修正によって

はなされないこと。これら二つの原則は、既加盟国が共同体の継続を目指していたことを示唆している。⁽²⁸⁾

このように既加盟国は新加盟国に「共同体既得事項」の強制受諾を要求することを交渉前に決定していたが、共同体法上加入は以下のようになっていた。「共同体既得事項」の受諾は、欧州三共同体設立条約には、規定されていない。EC条約旧二三七条(現EU条約四九条)は、その二項一文に「受け入れ条件及びそれに必要となる本条約の変更は、構成国と加入申請国間の条約によって定められる」と規定していた。よって加入条約において既構成国と加入申請国との間で加入条件が任意に定められる可能性が存在しなかった。極端な解釈をすれば、既構成国が望めば、共同体がそれまで積み上げてきたものを白紙にして、拡大ECの有する性格を緩やかなもの、例えば、共同体法の優位を否定し、国家主権の制限を防げたはずである。しかし共同体の構成国は、欧州統合が後退する道を選択しなかった。共同体のそれまでの蓄積の総体を新加盟国に受諾させようとし、「共同体既得事項」の強制受諾を加入の条件とすることにした。これ以後、欧州共同体(現在は欧州連合)⁽²⁹⁾に加入し

たいと考える国は、「共同体既得事項」の受諾のハードルを越えないことには、加入できないことになった。⁽³⁰⁾

2 「後退禁止原則」としての機能——「共同体既得事項」の保護と発展

① 「後退禁止原則」の意義

右に加入条件としての機能を見てきたが、次に「後退禁止原則」としての機能を検討していくことにする。⁽³¹⁾この原則は、特に条約の改正時に機能する。「後退禁止原則」とは、欧州統合は前進するのみで後退は許されない、つまり統合の不可逆性を意味する。この「後退禁止原則」は、条約改正に携わる構成国だけではなく、共同体機関(EC司法裁判所を含む)⁽³²⁾ 全てに適用される。この原則は、次の解釈を基礎にする。即ち、欧州統合はまだその過程にあり、欧州連合は、その完全性に向けて、進歩しなければならない(欧州連合条約の前文、一、二条参照)。

② 「後退禁止原則」の導入の前段階

「共同体既得事項」概念がマーストリヒト条約に規定

される以前、どのようなメカニズムにより欧州統合が進められてきたのかについて触れておきたい。

EC条約旧五条(現一〇条)は、欧州統合がスムーズに進展していくように、構成国の作為・不作為義務について規定している。即ち、構成国はEC条約及び共同体機関の措置に基づく義務の履行を確保するために適切な措置を執り、共同体の任務の達成を容易にしなければならない。他方、構成国は条約の目的の実現を危うくするおそれのある措置を執ってはならない。当時、「共同体既得事項」の保護及び発展ということが明示的に条約に定められていなかったにもかかわらず、この規定により、構成国が「共同体既得事項」を侵害してはならないこと、その発展に貢献すべき義務を間接的に負っていたと考えられる。

更に重要なのは、「共同体既得事項」をめぐる慣習法化である。「共同体既得事項」は、二重の意味で慣習法化がなされてきたと考えられる。第一に、「共同体既得事項」自体、特に判例の慣習法化、例えば「共同体法の優位」、「直接適用可能性」の原則などの慣習法化である。第二に、「共同体既得事項」の保護及び発展という「後

退禁止原則」の慣習法化である。ここでは、「後退禁止原則」の確立という観点から、後者を問題とする。

「共同体既得事項」の保護と発展という概念が正確には意識されないものの、構成国の認識として、次のようなものがあったと考えられることである。即ち、共同体は継続し、常に発展していくものであるという。このような認識は、法的確信として発達し、更に加入条約及び改正条約が全構成国(既加盟国及び新加盟国)において批准されるといふ国家実行により、「共同体既得事項」の保護と発展が「後退禁止原則」として共同体法上徐々に慣習法化されてきたのではないだろうか。⁽³⁴⁾

③ 「後退禁止原則」の導入の理由

全構成国の合意により、一九九三年マーストリヒト条約B条及びC条に「共同体既得事項」の保護と発展に関する規定が実定法化された。これは、マーストリヒト条約が、EC条約の改正により、構成国から共同体へのさらなる権限移譲を定め、更に経済通貨同盟の設立と実施を規定したのみならず、欧州連合を設立することにも重点をおいていたからである。欧州連合は、欧州三共同体

の他に、上述した新たな連合の法的枠組みを設定した。いくつかの構成国は、この連合の法的枠組みの導入によって、これまで発展してきた共同体の法的枠組みが害されることを恐れた⁽³⁵⁾。そこで妥協案として、全構成国は「共同体既得事項」という概念を採用し、その保護及び発展を条約に規定した。

④ 「後退禁止原則」の実定法化の内容

アムステルダム条約二条及び三条(旧マーストリヒト条約B条及びC条)の二カ所において「共同体既得事項」の保護(Wahrung)⁽³⁶⁾と発展(Fortentwicklung)という文言が用いられている。同条約二条においては、共同体の諸機構及び諸機関の実効性を確保するという観点から、「共同体既得事項」の保護と発展が欧州連合の目的の一つとして規定されている。同条約三条においては、連合が、「共同体既得事項」の保護と発展という条件の下で、連合の目的を達成するために実施される活動の一貫性及び継続性を確保するような単一の制度的枠組みを用いるべきことが定められている。

(a) 「共同体既得事項」の保護

「共同体既得事項」の保護とは、これまでの統合成果を保障(Absicherung der bisherigen Integrationsergebnisse)することを意味する。特に、これは、アムステルダム条約四七条(旧マーストリヒト条約M条)と合わせて、マーストリヒト条約により導入された第二及び第三の柱が第一の柱、つまり共同体の法的枠組みを弱体化しないことを保障することになる⁽³⁷⁾。もっとも、このことは条約条文、判例を含む、共同体の措置が変更不可能であることを示すものではない。「共同体既得事項」が保護されることは、上述した狭義の「共同体既得事項」が条約改正によっても変更不可能となることを意味する。

(b) 「共同体既得事項」の発展

マーストリヒト条約は、「共同体既得事項」の保護だけでなく、その発展も同時に規定している。「共同体既得事項」概念が「後退禁止原則」として機能する際、この保護と発展は、車の両輪のようなものであると考えられる⁽³⁸⁾。一方が、「共同体既得事項」の不可侵性を保障し、

他方が「共同体既得事項」の充実を促進する働きをする。⁽³⁹⁾

「共同体既得事項」の発展とは、「共同体既得事項」の固定化を防ぐ意義を有する。欧州連合は、常に発展している。極端な言い方をすれば、一日一日欧州連合の到達点は向上している。この到達点を「共同体既得事項」とするとき、その保護だけに目を向ければ、新条約発効時以降の欧州統合の発展が考慮されないという事態が生じる可能性がある。この可能性を回避するために、「共同体既得事項」の「保護」だけでなく、「発展」という言葉が付け加えられている。これは、共同体の法的枠組み、更に連合の法的枠組みでも見られる欧州統合の発展をにらんだものである。「共同体既得事項」の発展が実定法化されたことにより、共同体の権限が強化される方向でのみ条約に変更が許されることになる。即ち、共同体の有する権限の分野が拡大したり、より強度な権限を付与したり、機構改革が進められたり（例えば意思決定過程における欧州議会の参加拡大）、連合の法的枠組みから、共同体の法的枠組みに権限が移されたり（「共同体化 (Vergemeinschaftung)」⁽⁴⁰⁾、連合の法的枠組みにあるもの、その中で連合により強い権限が与えられたりとい

った文脈での「共同体既得事項」の発展が考えられる。具体的には、次のような発展がみられる。

マーストリヒト条約発効から、約六年半後にアムステルダム条約が発効した。アムステルダム条約は共同体の法的枠組みにおいて、民主主義制度の改善、特に欧州議会の権限強化、新たな分野（例えばビザ、雇用）での共同体への権限付与、欧州連合市民権の強化（市民に対する情報公開、データ保護等）、段階的統合を可能にする「緊密協力制度」の導入等を行った。更に、「共同体化」

として、例えば、「人の自由移動に関するビザ、移民及び他の政策」に関する事項は、以前マーストリヒト条約の第三の柱（マーストリヒト条約K1及びK9条参照）⁽⁴¹⁾に萌芽がみられたものであるが、今回共同体の法的枠組みであるEC条約に規定された。⁽⁴²⁾ 加えて、「既得事項」の発展の例として、次のようなものが挙げられる。条約枠組みの外で、フランス、ドイツ、ベルギーなどの構成国によって、締結が義務づけられない任意のシェンゲン協定が発達したが、アムステルダム条約ではこれに「シェンゲン既得権 (Schengen-acquis)」⁽⁴³⁾として特別的地位を与えている。また、アムステルダム条約は連合の法

的枠組みにおいて、第二の柱である外交・安全保障政策における欧州連合の権能を強化し、第三の柱においては組織化された犯罪に対し、欧州警察が機能するようにより具体的な規定がおかれるようになった。

四 結びにかえて

欧州連合の設立を内容とするアムステルダム条約は、マーストリヒト条約上の「共同体既得事項」の保護・発展を引き継ぐとともに(同条約二条・三条)、これまで積み上げられてきた諸条約が欧州連合条約によって侵害されないことを規定している(同条約四七条)⁽⁴⁴⁾。これは、従来の共同体の法的枠組みが欧州連合法秩序においても保護されることを意味する。更に、マーストリヒト条約N条二項は、一九九六年に条約改正のための構成国政府会議が同条約A条及びB条の目的にそって行われるべきことを規定していた。これによって、構成国は条約改正に際して、B条の五に定められた「共同体既得事項」の保護と発展の観点を考慮しなければならないことになった。⁽⁴⁶⁾ これらのことは、条約の改正によっても「共同体既得事項」が共同体・連合の発展を侵害する方向で変更

できないことを構成国が承認したことを意味し、ここに、欧州統合における「後退禁止原則」すなわち統合過程の不可逆性(Unumkehrbarkeit des Integrationsprozesses)⁽⁴⁷⁾が確立したことになる。

ここから次の段階として議論の対象となるであろう点は、果たして、「後退禁止原則」を侵害するような構成国の合意はたとえそれが全構成国による合意であろうと、許されないのかという点である。この点に関しては、「後退禁止原則」の不可変更性が、従来の条約の改正に関する一般理論とどのような関係に立つのかを明らかにしていく必要がある。現在の条約法理論によれば、通常、構成国の合意さえあれば、いかなる条項をも変更することが可能であるとされる。しかし、この点については欧州連合法独自の考慮を要すると考えられる。すなわち、第一に、欧州連合条約においては「共同体既得事項」の保護・発展それ自体が、欧州連合の主要な目的とされており、第二に、「共同体既得事項」の保護と発展は、単に各構成国にとどまらず、共同体機関(特に委員会、理事会、議会及び裁判所)並びに連合市民をも含む利害関係者の共通利益に関わるものである。たとえその

変更の余地があるとしても、その際には、単なる構成国の合意のみではその要件として十分ではないと理解される。構成国が新たに同意して、これまでの欧州連合法秩序を侵害し、⁽⁴⁹⁾別の法秩序を形成することは理論上可能であるとしても、それを欧州連合法条約の改正というルートを通じて行うことは許されないと解されるのである。

なお、このような理解は、いわば憲法(EU条約)改正限界の有無をめぐる議論⁽⁵⁰⁾とも内在的連関を有することになる。この点に関しては、通常の条約法理とは異なる取扱いが認められる理由として、欧州連合法の段階構造(Stufenbau)⁽⁵¹⁾と⁽⁵²⁾びも⁽⁵³⁾い⁽⁵⁴⁾うべきものを援用しうるのではないかと予測されるが、この点の詳細な説明は、今後の課題としたい。

(1) 英語及び仏語の条約正文では、“acquis communautaire”と規定されている。独語では“gemeinschaftlicher Besitzstand”。日本語では、「共同体の実績」、「共同体法の集積」とも訳されている。「acquis(既得事項)」という語感から、後天的に獲得されたものと解される可能性が存在するが、EU法においては先天的なもの、すなわち第一次法(設立条約等)も本文(二)2)に示すように

通常「既得事項」とされている。

(2) 欧州議会の「欧州連合法草案」では、「共同体既得事項」概念は共同体法がどのように欧州連合法に吸収されていくかという文脈でのみ考慮に入れられていた。cf. Francesco Caporilli/Meinhard Hilf/Francis Jacobs/Jean-Paul Jaqué, *Der Vertrag zur Gründung der Europäischen Union*, Nomos, 1986, 60-64.

(3) 本稿では「共同体既得事項」の性質を明確にするために、「広義」及び「狭義」という言葉を形式的に使用しているが、前者を「共同体既得事項」の総体、後者を根本的(fundamental)な又は核(Kern)となる「共同体既得事項」と、換言可能である。

(4) Jean-Pierre Puissechet, *L'élargissement des Communautés européennes*, éditions techniques et économiques, Paris 1974, 178-194.

(5) 同議定書二条は、新加盟国の共同体への統合が議定書の基本的な目的であることを示している。See, Case 231/78 ECR [1979] 1447, 1459, point 10.

(6) Puissechet, (N. 4), 182.

(7) 例「ヨーロッパ大学」の設立協定(一九七二)四(九)。

(8) 例「ルガルノ協定(一九八八、九、一六)」。

(9) 一九六六年一月二十九日に仏に妥協する形で行われた「ルクセンブルクの和議」が、第三項の範疇に属するかどうかが、議論があった。cf. L. J. Brinkhorst/M. J. Kuiper, “The Integration of the New Member States in

the Community Legal Order". 19 CMLRev. (1972), 364, 373)。結論的には、既加盟国と新加盟国の法的立場を同一にするという観点から、この範疇に属すると理解されよう。しかし、この「ルクセンブルクの和議」によって、共同体において多数決は名目上のものとなり、実質上決議は全会一致で決められることになった。これにより、共同体の発展が滞ることになった。それゆえ「ルクセンブルクの和議」は、「共同体既得事項」として「負」の財産とみなされるべきである。

- (10) Brinkhorst/Kuiper, (N. 9), 371-2; Carlo Curti Gialdino, "Some Reflections on the *Acquis Communautaire*", 32 CMLRev. (1995), 1089, 1098. see also, Puissechet, (N. 4), 105.
- (11) OJ 1972 L 73, 3.
- (12) Case 26/62 [1963] ECR I.
- (13) Case 6/64 [1964] ECR 585.
- (14) cf. M. Dony, "acquis communautaire", in Ami Barav/Christian Philip, *Dictionnaire juridique des Communautés européennes*, Presses universitaires de France, 1993, 41, 44.
- (15) Pescatore は、*acquis* の中に階層があるとする。第二次法等は「*acquis ordinaire*」であり、上位の「*acquis*」に服するとする。上位の「*acquis*」とは、条約の觀念及び原則に直接に関わり、かつそれらと一体であるものを意味する。換言すれば、基本的な性質を有する (*acquis fondamental*) のべき憲法的な地位を有するものとして認められる。Pierre Pescatore, "Aspects judiciaires de l'*acquis communautaire*", 17 RTDeur (1981), 617, 620.

(16) 変更不可能な「共同体既得事項」が存在することは、学者の間で認識されているが、その具体的内容については統一的な見解は存在しない。cf. Galdino, (N. 10), 1113-1114; Jo Shaw, *Law of the European Union*, Macmillan, 1996, 100.

- (17) 競合的権限 (konkurrierende Kompetenz) が共同体により行使され、即ち権限が付与されてくる分野で措置が執られると、その後そのことにより当該分野が共同体の措置により占拠 (Gebietsbesetzung) されたと考えられる場合、共同体の排他的権限が認められる。この効果を pre-emption 効果とする。cf. EuGH, 193.1993-Gutachten 2/91-Slg. 1993, I-1077.
- (18) EuGH, 11.11.1975-Gutachten 1/75-Slg. 1975, Rdnr. 30-33; EuGH, 17.10.1995-Rs. C-83/94-Slg. 1995, I-3231.
- (19) 拙稿「欧州共同体と構成国間の協力義務の展開——ワーストリヒト条約以後の黙示的条約締結権限の制限解釈——」一橋論叢 一二二巻一号(一九九九年)七三—七五頁。
- (20) 人、物、資金、サービスの自由移動を実現する域内市場の原則、差別の禁止原則等。
- (21) EC司法裁判所は、「意見一/九一」においてこれら二つの原則が本質的な性質を有するものであるとして捉え、

共同体法秩序の中で高次のレベルに位置づけられた。Opinion 1/91 [1991] ECR I-6102, point 21.

(22) Mosler は、独自の法秩序を形成するすべての法共同体にあっては、この法共同体の維持に必要な最小限の同質性が存在しなければならぬとして、その同質性を形成するもの(法価値、法原則、法規範)を共同体の公序と呼ぶ。また、その公序を強行規範の総体であるとす。Her-
mann Mosler, "Der 'Gemeinschaftliche Ordre public' in Europäischen Staatengruppen", 21 *Revista española de derecho internacional* (1968), 523, 532-533. また、Bleckmann は、本質を侵害するような条約の変更は、共同体法の基本原則に違反することになり、無効であるとす。Albert Bleckmann, *Europarecht*, Carl Heymanns Verlag, 6. Aufl., 1997, 44-45.

(23) cf. Galdino, (N. 10), 1109-1114; Opinion 1/91, (N. 21), I-6111-2, point 71-72. この判例によらば、EC条約三二〇条は、EC条約三二〇条及び共同体の基礎と相容れな裁判所システムを設立するにかなる法的根拠にのみならず、並びにそのような設立は三二〇条の改正に必要不可能であることが明らかとされた。EC条約の改正限界を認めた説として、Jean Boulouis, "L'avis de la Cour de justice des Communautés sur la compatibilité avec le Traité CEE du projet d'accord créant l'Espace économique européen", 28 *RTDeur.* (1992), 457, 462; José Luis da Cruz Vilaça/Nuno Pizarra, "Y a-t-il des lim-

ites matérielles à la révision des Traités instituant les Communautés Européennes?", 29 *CDE* (1993), 3, 24-27. 他方、改正に限界を認めない説として、Trevor C. Hartley, "The European Court and the EEA", 41 *ICLQ* (1992) 841, 846; Astrid Epiney, "La Cour de justice des Communautés Européennes et l'Espace économique européen", 2 *SIZER* (1992), 275, 301-303; など、opinion 1/91 に関する判例研究として拙稿「EEA協定とEC条約との関係」国際商事法務 *vol.* 27, No. 11 (一九九九年) 一三五六一—一三五九がある。

(24) なお、アムステルダム条約四九条は、同条約六条一項に定める原則を尊重する欧州諸国にのみ、加入の道が開かれると規定している。それゆえ新加盟国は、広義の「共同体既得事項」の他に、六条一項に定められ、自由民主主義等の原則を受けなければならない。Issac は前者を技術的な条件 (une condition technique)、後者を政治的な条件 (une condition politique) としている。Guy Issac, *Droit communautaire général*, Armand colin, 6 édition, 1998, 20-21.

(25) Cf. case 44/84 ECR [1986] 29, point 29/30.

(26) Cf. case C-70/90 ECR [1992] 5159, 5179, point 19.

(27) Puissechet, (N. 4), 19, 23-24.

(28) Puissechet, (N. 4), 19, 177.

(29) 加入の際に、欧州連合の外文・安全保障政策を留保な

く受け入れることに関する宣言が出られる。OJ 1994

C 241, 381. 中立国の加入問題を扱ったものとして、Porter Elliott, "Neutrality, the *acquis communautaire* and the European Union's search for a Common Foreign and Security Policy under Title V of the Maastricht Treaty: The Accession of Austria, Finland and Sweden", 25 Ga. J. Int'l & Comp. L. (1996), 601.

(30) マーストリヒト条約が締結される際、イギリス及びデนมาร์クは欧州通貨同盟からの「opt-out」を許された。このような例外は、新加盟国には適用されない。Cf. Philippe Manin, *Les Communautés Européennes*, Pedone, 4^e édition, 1998, 71. オット・フットによつては、庄司克宏・井雅夫編『EUの法的課題』慶応義塾大学出版会 一九九九年 五二―五五頁。

(31) Dony は、「共同体既得事項」概念を「拡大」と「機構変革及び欧州連合の設立」という二つの文脈で捉えてい⁹⁰。(N. 14), 41-45.

(32) 裁判所が「共同体既得事項」の保護の観点から、共同体法に合致しな⁹¹として国際協定の拒否した例として、Opinion 1/91, (N. 21). この事件にお⁹²づ⁹³問題とされた「共同体既得事項」とは、判例及び判例により確立された原則（「共同体法の優位」及び「直接適用可能性」の原則）である。

(33) 裁判所は、一方で「共同体既得事項」を保護するところ⁹⁴役割を果たし、他方でダイナミックな解釈を通じて、そ

の発展に貢献する。Guldino, (N. 10), 1099. 黙示的条約締結権限の法理の解釈に関し、裁判所が「共同体既得事項」を侵害したか否かという問題が存在する。cf. Yumiko Nakanishi, *Die Entwicklung der Außenkompetenzen der EG*, Peter Lang, 1998, 121-122. 拙稿(注9) 七五―七六八―頁。

(34) 更に、「共同体既得事項」の保護と発展は、マーストリヒト条約において実定法化された後、慣習法化とあわせて、二重に確保されるようになってきたと考えられる。このことは、以下から肯定されるであろう。マーストリヒト条約以後も、新加盟国が加入し、各構成国内で加入条約の批准が行われ、その際に欧州連合の継続が確認された。加えて、共同体・連合の継続・発展の肯定は、マーストリヒト条約発効にあたっての各構成国での批准、例えば国内における国民投票、ドイツにおける憲法裁判所の判決を通じてもなされた。

(35) Jean Paul Jacqué, Art B, Rdnr. 6, in Hans von der Groeben / Jochen Thiesing / Claus-Dieter Ehlermann (Hrsg.), *Kommentar zum EU-/EG-Vertrag*, Band 1, Nomos Verlagsgesellschaft, 5. Aufl., 1997; M. Dony, (N. 14), 44.

(36) 「保護」と「発展」と訳したが、独語の条約正文では、「Wahrung」、「Fortentwicklung」、「仏語の条約正文では、「maintenir」又は「respectant」、「developer」、英語の条約正文では「maintain」又は「respecting」、「build on it」

又は“building upon”が用いられてくる。種類の翻訳が考えられるが本稿での「保護」と「発展」の訳は、それにより欧州統合の「静的」及び「動的」性質をよりの確に捉え得るのではないかと、趣旨からである。

(37) Denys Simon, Art. B, 65, point 9 in Vlad Constantinesco/Robert Kovar/Denys Simon, *Traité sur l'Union Européenne*, Economica, 1995.

(38) Bleckmann は、一方で共同体の発展のために柔軟性 (Flexibilität) が必要であるとし、他方慣習法的固定化によりこれまでの統合成果を保障しなければならないとする。Bleckmann, (N. 22), Rdnr: 566.

(39) Cf. Simon, (N. 37), 66, point 9.

(40) 「共同体化」とは、全構成国の合意ができません。共同体の法的枠組みには入れられなかった事項が、もたらなる条約の改正の場合に共同体の法的枠組みに規定されるようになるということを示す。

(41) これらに関する規定は、「共同体化」を指している。ゆえに“Passerelle communautaire”とも言われる。Simon, (N. 37), 65, point 9.

(42) Simon, (N. 37), 65-66, point 9.

(43) 庄司 (注30) 五五-五七頁参照。

(44) Cf. Thomas C.W. Beyer, “Die Ernächtigung der Europäischen Union und Ihrer Gemeinschaften”, 35 Der Staat (1996), 189, 215; Werner Meng, Art. N, Rdnr. 3, in Groeben/Thiesing/Ehlermann, (N. 35), Band. 5.

(45) 2条1項は、マストリヒト条約の起草のために設けられたものであるが、マストリヒト条約により削除された。

(46) Cf. Jean Paul Jaqué, (N. 35) : Werner Meng, Art. N, Rdnr. 15-17, in (N. 35), Band 5; Simon, (N. 37), 66, point 9.

(47) See, Beyer, (N. 44).

(48) Vilaça/Picarra, (N. 23), 30.

(49) cf. Christian Koenig/Matthias Pechstein, “Die EU-Vertragsänderung”, 33 Eur (1998), 130, 132-137.

(50) (注33) 参照。

(51) cf. Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, Franz Deuticke, 1934, 62-89.

一九九九年七月十四日 受理
一九九九年八月十九日 受稿

(専修大学専任講師)